

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行								
別表							別表								
選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人	選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人
国が管理する選挙及び投票			17,000円	17,000円 (期日前投票の場合は、15,000円)		14,000円	14,000円 (期日前投票の場合は、12,000円)	国が管理する選挙及び投票		[同左]					
都が管理する選挙及び投票			17,000円	17,000円 (期日前投票の場合は、15,000円)		14,000円	14,000円 (期日前投票の場合は、12,000円)	都が管理する選挙及び投票		[同左]					
区が管理する選挙及び投票	17,000円		17,000円	17,000円 (期日前投票の場合は、15,000円)	14,000円	14,000円	14,000円 (期日前投票の場合は、12,000円)	区が管理する選挙及び投票		[同左]					
備考							付記								
1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、9,500円(期日前投票の場合は、8,500円)とする。							投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、8,000円(期日前投票の場合は、7,000円)とする。								
2 投票立会人の立会時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、8,000円(期日前投票の場合は、7,000円)とする。															

付 則

この条例は、公布の日から施行する。